

労働者派遣法「改正」案の撤回と

塩崎恭久厚生労働大臣の即時辞任を求める申入れ書

2015年5月22日

内閣総理大臣

安倍晋三 殿

厚生労働大臣

塩崎恭久 殿

東京都文京区関口1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL 03-5227-8255

FAX 03-5227-8257

自由法曹団

団長 荒井新二

1 派遣期間制限を廃止する労働者派遣法「改正」案の国会提出

安倍内閣は、2015年3月13日、労働者派遣法「改正」案を閣議決定し、同日、国会に提出した。

「改正」案は、専門26業務の区分及び業務単位での派遣期間制限を廃止したうえ、有期雇用派遣労働者については、派遣先の事業所単位では、3年ごとに過半数労働組合もしくは過半数代表の意見を聴取しさえすれば、派遣受入れを永続的に延長できることになっている。派遣先の組織（課等）単位では、個人の派遣労働者の受入れに上限3年の期間制限があるが、派遣先は、派遣労働者を3年で入れ替えれば、組織（課等）単位でも永続的に派遣労働者を受け入れることができる。さらに、「改正」案は、無期雇用派遣労働者については、派遣期間制限を一切設けていない。

以上のとおり、「改正」案は、派遣期間制限を廃止し、派遣労働者の永続使用と労働者派遣による常用代替を可能にしており、とうてい容認できない。

2 「改正」案による現行労働者派遣法40条の6の「労働契約申込みみなし制度」の一部廃止

現行労働者派遣法40条の6は、違法派遣の場合の「労働契約申込みみなし制度」を設けており、施行期日は2015年10月1日とされている。そして、同条1項3号は、労働者派遣法40条の2の1項（業務単位の派遣受入期間制限）の規定に違反して労働者派遣を受け入れた場合、派遣先は派遣労働者に対して労働契約の申込みをしたものとみなすとしている。

「改正」案は、「労働契約申込みみなし制度」のうち、上記現行労働者派遣法40条の6の1項3号の「業務単位の派遣受入期間制限違反」の場合を廃止している。しかも、「改正」案は、現行労働者派遣法40条の6の1項3号の適用を一切排除するため、附則1条で施行期日を2015年9月1日と定めている。

3 国会審議の公正を損なう『10. 1問題』文書等を使用した国会議員への説得工作

(1) 厚生労働省の『10. 1問題』文書を使用した説得工作

ア 厚生労働省の職員は、昨年冬、「労働者派遣法が改正されずに平成27年10月1日を迎えた場合の問題（いわゆる『10. 1問題』）」と題する文書（『10. 1問題』文書）を作成し、今年4月までの間、与党及び一部の野党の国会議員に配布し、労働者派遣法「改正」案の早期成立の説得工作を行っている。

イ 『10. 1問題』文書は、次の各点において、労働者派遣法「改正」案の公正な国会審議を損なうものである。

(ア) 「経済界等の懸念」を最優先にするのは誤り

『10. 1問題』文書は、冒頭、「経済界等の懸念」として、「26業務に該当するかどうかによって派遣期間の取扱いが大きく変わる現行制度のまま、労働契約申込みみなし制度（平成27年10月1日施行）が施行されることを避けたい。」と述べている。

厚生労働省の職員は、「経済界等の懸念」を最優先にして、「労働契約申込みみなし制度」の施行を避けるため、一部の国会議員に対して「改正」案の早期成立を説得しているのである。派遣労働者の雇用と労働条件の在り方を定める労働者派遣法「改正」案を審議するにあたっては、派遣労働者の懸念と利益こそ尊重すべきであり、「経済界等の懸念」を最優先にするのは間違っている。

そもそも、現行労働者派遣法40条の6の「労働契約申込みみなし制度」は、厚生労働省が担当省庁として、自民党や公明党も賛成して創設された制度である。今、安倍内閣は、「労働契約申込みみなし制度」のうち、同条1項3号の「業務単位の派遣受入期間制限違反」の場合を、一度も施行することなく廃止しようとしている。自ら創設した制度を一度も施行することなく廃止するとは、極めて異常な行為である。そのために「経済界等の懸念」をあげるとは、二重三重に間違っている。

(イ) 派遣労働者の偽装工作を想定するのは不当

『10. 1問題』文書は、【10月1日以降に想定される状況】の一つに、「3年以上26業務に従事する派遣労働者が、派遣先に直接雇用されたいため、26業務以外の業務を故意に行う。」ことをあげ、それが「訴訟が乱発するおそれ」につながると述べている。

しかし、派遣先の指揮監督の下に置かれている派遣労働者が、派遣先の目を逃れて「26業務以外の業務を故意に行う」ことなど、およそ出来ることではない。まして、濫訴のおそれは、現実的な可能性がない。厚生労働省の職員は、およそあり得ない事態を想定して一部の国会議員に対して説得工作を行っており、不当である。

(ウ) あり得ない「大量の派遣労働者の失業」

『10. 1問題』文書は、「予想される問題」として、「労働契約申込みみなし

制度のリスクを回避するため、派遣先が、平成27年10月1日の前に26業務(全体の42%)の派遣の受入をやめる可能性」があり、「大量の派遣労働者が失業」し、「加えて・派遣事業者に大打撃 ・派遣先は迅速に必要な人材を確保できず、経営上の支障が生じる」とまで述べている。

しかし、いかに労働契約申込みみなし制度の「リスク」があろうとも、派遣先が事業を犠牲にしてまで大量の派遣切りを行うことなど、とうていあり得ない。「大量の派遣労働者が失業」、「派遣事業者に大打撃」など、過剰な表現を用いて誤った判断を導こうとするのは極めて不適切である。

(エ) まとめ

以上のとおり、厚生労働省の職員は、「経済界等の懸念」を最優先にし、あり得ない事態を描く『10.1問題』文書を使用して、一部の国会議員に「改正」案の早期成立の説得工作を行っていたのである。このような説得工作が、国会審議の公正を損なうことは明白である。

(2) 厚生労働省の改定『10.1問題』文書を使用した説得工作

ア さらに、厚生労働省の職員は、『10.1問題』文書への強い批判を受けて、2015年4月下旬もしくは5月初旬、『10.1問題』文書を改定し、引き続き、改定『10.1問題』文書を国会議員に配布し、労働者派遣法「改正」案の早期成立の説得工作を行っている。

イ この改定『10.1問題』文書もまた、次の各点において、労働者派遣法「改正」案の公正な国会審議を損なうものである。

(ア) 改定『10.1問題』文書は、【10月1日以降に想定される状況】として、「○訴訟につながるおそれ ○労働契約申込みみなし制度のリスクを回避するため、派遣先が平成27年10月1日の前に26業務の派遣の受入をやめる可能性」をあげ、「改正」案の早期成立の必要性の理由にしている。

(イ) しかし、これらの状況は、前述したように、現実的な可能性のない単なる想定にすぎない。これらの状況を「改正」案の早期成立の必要性の理由にすることは、不当である。

仮に、派遣先が労働契約申込みみなし制度の適用を回避するため、26業務の派遣受入れをやめようとするのなら、厚生労働省は、派遣先のそのような行為をやめさせるべきであり、派遣先の派遣受入れ中止の可能性を「改正」案の早期成立の口実にすることは出来ない。

(ウ) 厚生労働省の職員の改定『10.1問題』文書を使用しての国会議員に対する説得工作もまた、不当に「改正」案の早期成立を図ろうとする行為であり、さらに重ねて国会審議の公正を損なうものである。

(3) 『10.1問題』文書等を使用しての説得工作は国会審議の公正を損ない、議会制民主主義を否定する

厚生労働省の職員は、労働者派遣法「改正」案の作成を担った省庁の職員として、派遣労働者保護の立場を踏まえて、「改正」案の立法事実等を正確に説明し、公正な国会審議に資するように努力する職務がある。そうであるのに、同職員は、「経済界等の懸念」を最優先にして、あり得ない「大量の派遣労働者の失業」等の事態を国会議員に伝え、国会議員がその判断を過誤や遺脱におちいらせる危険に何ら意を払うことなく、「改

正」案の早期成立の説得工作を行っている。

上記の説得工作は、厚生労働省の職員の職務に著しく背反し、国会審議の公正を損ない、ひいては議会制民主主義を否定する行為である。

4 労働者派遣法「改正」案の撤回と塩崎恭久厚生労働大臣の即時辞任を求める

(1) 塩崎厚生労働大臣の『10. 1問題』文書の放置

塩崎厚生労働大臣は、5月12日の参院厚生労働委員会で、「2月23日に『10. 1問題』文書を見た。」と答弁している。塩崎厚生労働大臣は、4月23日の参院厚生労働委員会でその不当性を指摘されるまでの間、『10. 1問題』文書の問題性を認識しながら、2か月余にわたってこれを放置していたのであり、その間、厚生労働省の職員は、与党及び一部の野党の国会議員に誤った情報を伝えて説得工作を行っている。

(2) 塩崎厚生労働大臣の改定『10. 1問題』文書の容認

さらに、厚生労働省の職員は、塩崎厚生労働大臣の了解のもと、2015年4月下旬もしくは5月初旬、『10. 1問題』文書を改定し、引き続き、改定『10. 1問題』文書を使用して、国会議員に「改正」案の早期成立の説得工作を行っている。

(3) 監督責任を怠る塩崎厚生労働大臣

塩崎恭久氏は、厚生労働大臣として、厚生労働省の事務を統括し、職員がその職務を適正に行うよう監督する職務と責任があるところ、職員があり得ない事態等を国会議員に伝え、国会議員の判断を誤らせながら「改正」案の早期成立の説得工作を行うのを放置し、容認している。

塩崎厚生労働大臣は、労働者派遣法「改正」案の担当大臣としての職務と責任を怠っており、その結果、国会審議の公正さは損なわれ、議会制民主主義も否定されかねない状況にある。これらの事態を見る時、塩崎恭久氏が、もはや、厚生労働大臣の任に相応しくないことは明白である。

(4) 労働者派遣法「改正」案の撤回と塩崎恭久厚生労働大臣の即時辞任を求める

厚生労働省の『10. 1問題』文書と改定『10. 1問題』文書による説得工作により、労働者派遣法「改正」案の審議は、著しくゆがめられ、もはや公正さを期待できなくなっている。労働者派遣法「改正」案は、「派遣期間制限を廃止し、派遣労働者の永続使用と労働者派遣による常用代替を可能にする」という内容面に加え、手続面においても不当なものとなっている。そして、今や、そのことが国民の前に明らかになっている。

自由法曹団は、内容面、手続面とも不当なものとなっている労働者派遣法「改正」案の撤回を要求する。また、国会審議の公正を損ない、議会制民主主義が否定されかねない事態をまねいた塩崎恭久厚生労働大臣の即時辞任を要求する。

自由法曹団は、安倍晋三首相及び塩崎恭久厚生労働相が、ただちに労働者派遣法「改正」案の撤回と塩崎恭久厚生労働大臣の即時辞任の措置をとることを強く要求する。

以上